令和８年９月１７日

公　告

陸上自衛隊
八尾駐屯地業務隊長

陸上自衛隊八尾駐屯地における通年展示即売店の設置及び経営に関する業者の募集について

大阪府八尾市空港１丁目８１番地に所在する陸上自衛隊八尾駐屯地において、令和９年度に実施する通年展示即売店の設置及び経営を行う業者を募集します。

記

１　応募資格
(1)　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
(2)　募集要領及び仕様書を遵守できること。
(3)　年４回以上出店が可能なこと。
(4)　細部事項は、募集要領及び仕様書に記載

２　設置方法
国有財産法第１８条第６項に基づく行政財産の使用許可

３　設置場所
陸上自衛隊八尾駐屯地　厚生センター内及び屋外

４　募集業種
訓練・演習用品、スポーツ用品、アウトドア用品、ケーキ、パン及び和菓子等

５　公告期間
令和８年１０月１日(木)～同年１０月１４日(水)

６　募集要領及び仕様書の入手要領
以下のいずれかの方法による。
(1)　陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページからダウンロード
(2)　陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊厚生科厚生班（厚生センター内）にて直接入手
ア　期　間
令和８年１０月１日(木)～同年１０月１４日(水)（ただし、土日・祝祭日を除く。）
イ　時　間
０９：００～１２：００及び１３：００～１７：００

７　説明会

(1)　日　時

令和８年１０月２３日(金)１１：００～１２：００

(2)　場　所

陸上自衛隊八尾駐屯地　厚生センター１階多目的ホール

(3)　注意事項

ア　本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。ただし、過去に八尾駐屯地が実施した通年展示即売店等の公募に参加した実績のある業者の方の参加は任意とします。

イ　参加を希望される業者の方は、令和８年１０月２０日(火)までに会社名、参加者氏名及び連絡先を次項第３号「申込先」までご連絡下さい。（電話連絡可）

ウ　参加は１業者２名以内でお願いします。

エ　当日は募集要領及び仕様書を必ず持参して下さい。

８　申込先及び連絡先

ア　住　所

〒５８１―００４３

大阪府八尾市空港１丁目８１番地　陸上自衛隊八尾駐屯地

業務隊厚生科　厚生班長　大城　宛

イ　連絡先

(ｱ) 電話番号

０７２－９４９－５１３１（内線３２６）※

※平日０９：００～１２：００及び１３：００～１７：００

(ｲ) メールアドレス

Kokuyuzaisan-yao@inet.gsdf.mod.go.jp

「陸上自衛隊八尾駐屯地における通年展示即売店の設置及び経営」

募　集　要　領

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊

募集要領

1　概　要

大阪府八尾市空港１丁目８１番地に所在する陸上自衛隊八尾駐屯地において、令和９年度に実施する、展示即売会売店（通年）の設置・経営を行う業者を募集する。

2　応募資格

(1)　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

(2)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(3)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(6)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(7)　暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3　設置施設の所在地及び名称

(1)　所在地

大阪府八尾市空港１丁目８１番地

(2)　名　称

陸上自衛隊八尾駐屯地

4　設置条件

(1)　通年展示即売店

ア　設置方法

国有財産法第１８条第６項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

イ　店舗数

不　問

ウ　設置業種

不問（ただし、陸上自衛隊八尾駐屯地内で営業するにふさわしくない公序良俗に反する業種を除く。）

エ　設置場所

(ｱ)　屋外（厚生センター出入り口付近等）

２４．００㎡

(ｲ)　屋内（厚生センター１Ｆ玄関ホール及び通路）

３㎡

オ　細部は、業者説明会において現地確認及び説明を実施する。

5　応募要領

(1)　業者説明会

仕様書の説明、現地確認及び企画提案書の作成要領について説明会を実施する。

ア　日　時

令和８年１０月２３日(金)１３時～１４時

イ　場　所

陸上自衛隊八尾駐屯地　厚生センター（１階多目的ホール）

(2)　申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出期限までに提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア　提出書類

(ｱ)　申請書（別紙第１）１部

(ｲ)　企画提案書（別紙第２）１０部

次の事項について、必ず全て記載すること。

a　主な販売予定商品・販売価格表（別紙第３）

b　従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

c　衛生管理方法（感染症対策についても記載すること。）

d　省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

e　クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

f　陸上自衛隊八尾駐屯地における営業方針

g　その他のアピールポイント

h　出店希望日及び希望区画表（別紙第４）

(ｳ)　企画提案書付属書類１０部

販売商品カタログ（写真、価格含む。）、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料等（日本産業規格Ａ４）

(ｴ)　その他関係書類　各１部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること。

a　業務確約書（別紙第５）

b　戸籍抄本（法務局での取得）

法人である業者にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書とし、申請日から３か月以内に発行されたもの。）

c　営業経歴書

会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。（これらの内容が記載されたパンフレット等でも可）

ｄ　財務諸表

(a)　個　人

直近の（申請日直前１年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書

(b)　法　人

直近の（申請日直前１年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等

ｅ　直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（申請日から３か月以内に発行されたもの）　※　個人の場合は国税通則施行規則別紙第９号書式その３の２、法人の場合は同書式その３の３（税務署での取得）

ｆ　会社概要（任意様式、パンフレット可）

ｇ　印鑑証明書（申請日から３か月以内に発行されたもの）（市役所等）

ｈ　都道府県知事の発行した営業許可書の写し（営業許可が必要な商品を販売する場合のみ）

ｉ　誓約書（別紙第６）

ｊ　役員名簿（別紙第７）

注：　防衛省競争参加資格（全省統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、ｂ、ｃ、ｄ及びｅに定める書類に代えることが出来る。

イ　提出先

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊厚生科厚生班

〒５８１－００４３　大阪府八尾市空港１丁目８１番地

電話　０７２－９４９－５１３１（内線３２６）

ウ　提出期限

令和８年１０月２９日(木)１７：００必着

(3)　応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア　提出書類が提出期限までに到着しなかった場合

イ　提出書類に不備がある場合

ウ　提出書類に虚偽の記載があった場合

エ　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ　過去又は現在、防衛省（防衛省共済組合を含む）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料）及び光熱水料を滞納した事がある又はしている場合

カ　その他、違反と認められる場合

(4)　留意事項

応募時及び出店時に以下の事項について留意されたい。

ア　企画提案書修正の禁止

原則として、提出後の変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。ただし、明らかな誤りがある等、八尾駐屯地業務隊長が変更を認めた場合を除く。

イ　出店時に駐屯地内で次の行為が認められた場合は翌年度以降の応募を無効とする。

(ｱ)　喫煙規律違反

(ｲ)　航空機の安全運航に支障を及ぼす又は及ぼしかねない行為

(ｳ)　立入制限区域への立ち入り。
(ｴ)　その他、違反と認められる場合

6　選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考及び委員会が判定し、総合的審査のうえ決定する。

なお、審査結果については異議を申し立てることが出来ないものとする。

7　業者決定の通知方法

採用が決定した業者には電話又はメールにより通知する。

5

別紙第１

申　請　書

令和　　年　　月　　日

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊長　殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印

法人・個人の別　　法人・個人
担当者氏名：
電　　話：
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　：
Ｆ　Ａ　Ｘ：

陸上自衛隊八尾駐屯地において、通年展示即売店等を設置及び経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、提出した書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

（申請を行う業種等）

業　種	設置区画（面積）	備　考
		通年展示即売店

※　記入例

業　種	設置区画（面積）	備　考
物品販売	屋内１区画３㎡ （２ｍ×１．５ｍ）	通年展示即売店

業　種	設置区画（面積）	備　考
飲食販売	屋外１区画２４㎡ （６ｍ×４ｍ）	通年展示即売店

※　商号、代表者、担当者氏名にフリガナをつけ、申請印は登録印を使用して下さい。

別紙第２

企画提案書

会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　全ての項目を記載又は資料を添付すること

a　主な販売予定商品・販売価格表（販売商品のカタログ等添付）（別紙第３）
b　従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
c　衛生管理方法
（感染症対策について記載）
d　省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

e　クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
f　陸上自衛隊八尾駐屯地における営業方針
g　その他アピールポイント
h　出店要望日及び希望区画表（別紙第４）

別紙第３

主な販売予定商品・販売価格表

メーカー名	商品名	規格等	販売価格	市場価格

※　様式変更可（商品名・価格・規格等が記入されていれば、カタログ・パンフレット等による代替可）

別紙第４

出店希望日及び希望区画表

設置業種＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	出店希望日	使用形態	希望区画（使用面積）
１			
２			
３			
４			
５			
６			
７			
８			
９			
１０			
１１			
１２			
１３			
１４			
１５			
１６			
１７			
１８			

【記入例】

	出店希望日	使用形態	希望区画（使用面積）
１	令和９年○月○○日	屋外（テント）	１区画２４㎡（６ｍ×４ｍ）
２	令和９年○月○○日	屋外（移動販売）	１区画２４㎡（６ｍ×４ｍ）
３	令和９年○月○○日	屋内	１区画３㎡（１．５ｍ×２ｍ）

１０
別紙第５

業務確約書

令和　　年　　月　　日

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊長　殿

陸上自衛隊八尾駐屯地において通年展示即売店を行う業者の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名（フリガナ）　　印

法人・個人の別　　法人・個人

担当者氏名（フリガナ）：

電　　話：

Ｆ　Ａ　Ｘ：

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　：

※　商号、代表者、担当者氏名にフリガナをつけ、申請印は登録印を使用して下さい。

別紙第６

誓　約　書

□　私

□　当社

は、下記１に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記２に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記３の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記１に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約及び提出書類が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者

⑴　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

⑵　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

⑶　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき。

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第７の様式により変更後の役員名簿を提出します。

２　公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

３　警察への通報等

⑴　貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※１）、政治活動標ぼうゴロ（※２）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

⑵　前項による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※１　社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※２　政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊長　殿

令和　　年　　月　　日　　住所又は所在地

氏名又は名称　　印

１２」
別紙第７

令和　　年　　月　　日

役　員　名　簿				
商号又は氏名				
所　在　地				
役　職　名	(フリガナ) 氏　　名	生年月日	性　別	住　所

「陸上自衛隊八尾駐屯地における通年展示即売店の設置及び経営」

仕様書

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊

仕様書

１　業務件名

陸上自衛隊八尾駐屯地における通年展示即売店の設置及び経営

２　業務内容

展示即売店の設置及び経営

３　相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

４　国有財産の使用許可

(1)　本業務を行う者は、通年展示即売店に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2)　国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

(3)　次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア　国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ　国において使用物件を必要とするとき。

(4)　使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

５　丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

(1)　業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2)　業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

(3)　国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(4)　本仕様書の全記載事項を遵守できること。

６　国有財産使用料等

丙は、乙に展示即売店に係る面積と日数に応じた国有財産使用料を支払うこと。

国有財産使用料等の詳細については、次のとおり。

(1)　国有財産使用料の単価（令和８年度実績値）

ア　屋　内

日額：約１８円／㎡（消費税込み）

イ　屋　外

日額：約５円／㎡（消費税込み）

(2)　令和９年度使用料

乙が別途算定する。ア及びイは令和８年度実績であり、毎年度見直しを実施する。

(3)　納付期限

歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに全額を納入するものとする。

(4)　光熱水料

別途徴収する。

7　営業日数及び営業時間

(1)　営業日数

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日の間で甲と丙が協議して決定する日とする。

(2)　営業時間

午前１０時から午後６時までの間とし、それ以外の時間は甲及び丙が協議のうえ決定する。

8　費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9　名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10　管理責任

(1)　丙は、自らの責任において通年展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒、熱中症等の予防について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2)　丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(3)　丙は、従事者の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(4)　丙は、駐屯地隊員の指示に従うとともに、自らの責任において丙の従事者に対し、募集要領にある各事項について指導・監督をすること。

(5)　丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。また、過去に加入していた者は業務に従事させてはならない。

11　衛生等の保持

(1)　丙は、丙の従事者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

(2)　丙は、丙の従事者に対して体調管理を実施するとともに、手洗い・手指消毒の徹底及び商品・設置場所の消毒等、新型コロナウイルス、季節性インフルエンザ及び食中毒等感染症対策を十分に実施すること。

(3)　丙は、甲の定める感染症対策の指示に従うこと。

12　情報保全の遵守

(1)　丙は、甲、乙の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲に関する情報（書面等をもって甲が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2)　丙は、自らの従事者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13　損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲に対し一切の損害を賠償するものとする。

14　自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする１か月前までに甲に申請し、甲の承認を得なければならない。この際、丙は乙に対して残日数に相当する国有財産使用料の返金請求をすることはできない。

15　業務仕様

(1)　丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

(2)　丙は、本業務の遂行に当たり、甲の指示に従うこと。

(3)　丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。

(4)　通年展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。

(5)　丙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。

(6)　丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の指示に可能な限り従うものとする。
(7)　丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
(8)　丙は、商品の瑕疵（かし）等について、利用者又は甲からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
(9)　丙は、撤収後の設置場所及び周辺の清掃を確実に行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。また、本業務により発生したゴミ等については、丙の責任により持ち帰るものとする。
(10)　丙は、売上報告書（様式任意）を営業終了後、速やかに甲に提出するものとする。
(11)　丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を甲に提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類を提出しなければならない。
(12)　本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議する。